

子ども・子育て会議（第56回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第56回）

議 事 次 第

日 時 令和3年1月20日（水）15:30～17:07

於：オンライン開催

1．開 会

2．議 事

（1）子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について

（2）その他

3．閉 会

秋田会長 それでは、定刻となりましたので、第56回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

今回も、前回と同様に、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン形式にて開催いたします。

初めに、本日の委員の御出欠について、事務局より報告をお願いいたします。

池上参事官 委員の御出欠について御報告いたします。

本日、野澤委員、高橋専門委員、安河内専門委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

また、徳倉委員におかれましては高祖代理人、三日月委員におかれましては川崎代理人に御出席いただきます。

なお、柏女委員は16時頃からの御出席と伺っております。

そのほか、森田委員におかれましては、現在機器の調整中ということでございます。間もなく御参加いただけるものと考えてございます。

本日、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日は「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」などについて議論したいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。なお、意見交換の時間を十分に確保するため、事務局からの説明は極力簡潔をお願いいたします。

池上参事官 それでは、資料1について内閣府参事官の池上から御説明申し上げます。

資料の御説明に入ります前に、コロナ感染症の感染者数が増加している中、感染防止に配慮いただきつつ、保育の継続に御尽力いただいている関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

それでは、資料1の御説明をさせていただきます。「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について」の資料でございます。

1ページを御覧ください。今通常国会に提出予定の法案でございます。この法案は前回の子ども・子育て会議で御報告いたしました全世代型社会保障検討会議における検討結果を踏まえた閣議決定、全世代型社会保障改革の方針に基づいて取りまとめたものでございます。

子ども・子育て支援法と児童手当法、2本の改正を行うものでございまして、子ども・子育て支援法については、改正事項は から までの3点、児童手当法については、改正事項は1点となっております。この後、改正事項のそれぞれについて2ページ以降で御説明し、最後に施行期日等を1ページに戻っていただいて御説明いたします。

2ページを御覧ください。市町村が定める子ども・子育て支援事業計画に任意で記載する事項を追加いたします。地域子ども・子育て支援事業を行う市町村等の子ども・子育て

支援を行う関係機関相互の連携の推進に関する規定を市町村計画にできるだけ記載していただくと考えています。

イメージを3ページで御説明いたします。左下の絵を御覧ください。地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業につきましては、市町村からの委託等を受けて、社会福祉法人やNPO法人などが実施を担っておりますけれども、個々の多様なニーズに対応するためには、事業の実施主体同士が連携して子育て家庭を支えていく必要がございます。このため、右下の新たな展開という見出しのところの文章でございますが、一つの実施主体ができる限り包括的に支援を行うケースもございます。そのほか、各実施主体間で相互に連携して利用者ニーズに対応していただく必要があり、こうした観点から、市町村に連携を促進するための計画を立てていただきたいと思いますと考えてございます。

4ページを御覧ください。0歳から2歳までの保育所運営費に充てることのできる事業主拠出金の割合についてでございます。下の2本の図でございます。まず現状ですが、0歳から2歳までの保育所等の運営費について、3年前の子育て安心プラン策定時に、経済界に2,000億円負担していただくこととなり、その金額を念頭に事業主拠出金を充てることのできる割合の上限を6分の1としてございます。今般、経済界に追加で1,000億円負担していただくこととなりましたので、合計3,000億円を念頭に、割合の上限を5分の1に引き上げる改正を行います。

5ページを御覧ください。子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設についてでございます。保育の受け皿整備と併せて、子育て環境を整備する観点から、育児休業を積極的に取得させている事業主への助成制度を創設いたします。1企業当たり50万円の助成を時限の措置として、事業主拠出金の追加負担が生じる令和7年度の翌年度、令和8年度まで実施したいと考えております。財源は事業主拠出金でございます。

対象企業は、雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業であり、具体的にはプラチナくるみん認定やくるみん認定を取得した中小企業を想定してございます。

6ページ、児童手当法に基づく特例給付の対象者に係る所得上限の設定についてでございます。世帯合算は導入せず、主たる生計維持者の所得で判断いたします。年収で申しますと、1,200万円以上の方への特例給付を廃止いたします。実際には扶養人数に応じた所得額を政令で定めます。施行は令和4年10月支給分からになります。あわせて、内閣府令の改正によりまして、毎年全ての受給者に提出を求めている現況届について、一律の届出義務を廃止し、負担軽減を図ります。

以上が各改正事項の御説明ですが、最初の1ページにお戻りいただきたいと思います。(2)の欄外に で記載してございますけれども、全世代型社会保障検討会議の報告を踏まえ、児童手当についての検討規定を設けることといたします。

それから、施行期日、一番下ですけれども、(1)の と は来年4月、 は本年10月、(2)は来年6月としてございます。

資料1の御説明は以上でございます。

渡辺雇用機会均等課長 続きますが、厚生労働省の雇用均等課長の渡辺と申します。

資料2「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について」を御説明させていただきます。

この次世代育成支援対策推進法については、この法律に基づいて、一般事業主等の行動計画策定に関して、主務大臣は行動計画策定指針を定めなければならないとされています。

今回、この改正の趣旨であります。2点ございます。1点目は真ん中の にございますように、昨年5月の少子化社会対策大綱において、不妊治療について職場での理解を深めるとともに等々、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進することとされていることを踏まえまして、事業主における不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進するため、指針について所要の改正を行うというものです。

2点目は、3つ目の でございますが、いわゆる育児・介護休業法に基づく子の看護休暇について、この省令の改正により時間単位の取得が可能になったことを踏まえ、所要の改正を行うというものでございまして、次の2ページをおめくりいただければと思います。改正の内容をお示ししたのがこのページになります。行動計画策定指針の六では「一般事業主行動計画の内容に関する事項」として「計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる次のような事項を踏まえ、各企業の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい」とされておりまして、改正の1点目は、この指針六の「1 雇用環境の整備に関する事項」の(1)のところで「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」という項目を追加するものでございます。真ん中の吹き出しに書いてあるのが、その規定する内容でございます。同様の趣旨で、特定事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項、下の八のところでございますけれども、こちらについても「不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等」の項目を追加するものでございます。

2点目の改正事項は、一番上の四角にございますとおりであります。策定指針六の1の(1)のケにおいて「子どもの看護のための休暇の措置の実施」について、記載を更新するものでございます。具体的な中身は、今年省令が改正されまして、いわゆる中抜けありの休暇取得を認めるような配慮をお願いするといった中身になってございます。

駆け足で恐縮ですが、私からの説明は以上でございます。

佐藤職業生活両立課長 説明者が替わりまして、同じく厚生労働省の職業生活両立課長の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私から資料3-1と資料3-2につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、昨年の秋から労働政策審議会の雇用環境・均等分科会というところで男性の育児休業の取得促進策についてということで議論を進めていただき、一昨日、建議がまとまりました。その議論の中で、次世代法の関係部分についても御議論いただきまして、建議にも一部入っておりますので、今日はその御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料3 - 1の4ページをお開けいただけますでしょうか。4ページは前回の次世代法の改正で、この赤枠で囲っているところでございますけれども、プラチナくるみんの認定制度が創設されました。そして、あとは期間を10年延長させていただいたところがございます。ここから5年経過しますので、今回施行状況を皆様で御議論いただいて、見直しをする必要があるかないかを御議論いただいたところがございます。

施行状況といたしましては、6ページ、7ページ辺りを御覧いただければと思いますけれども、一般事業主行動計画の届出数も順調に伸びてきており、くるみんの認定企業数も増えているところで、基本的にはこのままのペースでしっかり進めていただきたいというのが皆様の御意見でございます。

11ページ以降が、施行状況に関する調査の結果概要というところで、詳細はまた後で御覧いただければと思いますけれども、くるみん、プラチナくるみんともに企業の中で良い影響を与えている。特に学生向けに対してイメージアップが図られているということですか、採用の場面でよく使われているという結果が出てございます。

続きまして、17ページ以降でございますけれども、こちらにくるみんとプラチナくるみんの認定基準がございます。くるみんにつきましては、17ページの左側の5番のところですが、男性の育児休業取得率について7%以上ですとか、プラチナの場合は同じく13%以上というように基準となっておりますけれども、現在、民間の平均が7.48ですとか、政府目標で30%を目指すということが少子化大綱で改めて定められましたこと等を踏まえて、この見直しの議論を行っていただいたところがございます。

そちらの結果が資料3 - 2でございます。先ほど申し上げました1月18日、一昨日、労働政策審議会から大臣宛てに建議をいただいております。中身はいろいろとございますけれども、男性の育児休業の関係で新たな仕組みをつくるですとか、企業に働きかけや環境整備の義務づけをする、育児休業を分割で取れるという中身もありますけれども、次世代法の関係ですと6ページ目からが関係部分ということになります。「(4)育児休業取得率の公表の促進等」で、「公表の促進のあり方等」の2つ目のポツからがくるみんに関する部分ということになります。まず、今回男性の育児休業の取得を進めるという観点から、この取得率の公表をしていることをくるみんの認定基準の一部とすることが適当ということをいただきました。

それから「認定基準の見直し」といたしまして、プラチナくるみんですとか、くるみんの育休取得率の基準について、政府目標や現行の取得の状況等を踏まえて、それぞれ引き上げを行うことが適当という建議をいただいております。更に新たにくるみんということで、今回くるみんもプラチナくるみんも基準が引き上げることを踏まえて、現行基準を参考に新たな類型を1つ作る必要があるのではないかという御指摘をいただいているところがございます。

次世代法の関係のところは、基本的に法律ではなくて省令で書いてあるところが全てになっておりますので、法改正ということではなくて、今後法改正の施行に合わせて省令改

正で対応させていただくことになろうかと考えてございます。

私からの報告は以上でございます。

矢田貝保育課長 続きまして、保育課長でございます。

資料4をお願いいたします。現行制度の概要、1つ目の にごさいますとおり、家庭的保育事業者、小規模保育事業者、事業所内保育事業者は、 保育内容の支援、 代替保育の提供、 卒後の受け皿確保に係る連携協力を行う連携施設を確保しなければならないとされているところでございます。

一方で、2つ目の で、小規模保育事業は原則として0から2歳児を受入れ対象としておりますが、国家戦略特別区域法におきまして、3歳以上児も受入れ可能な通称「特区小規模保育事業」というものができるようになってございます。現在、これを行う市町村は全国で2ということでございますけれども、そのようなものがある状況でございます。

一番下の対応方針でございますが、この特区小規模保育事業では、現に3歳以上児を受け入れており、また、制度上、集団保育の提供のための配慮を行うこととされていることを踏まえまして、認可基準・運営基準を改正し、家庭的保育事業者等の卒後の受け皿確保のための連携施設になることができるようにしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

秋田会長 それでは、皆様から本日の議事に関する御意見、御質問をお願いいたします。時間の関係上、お一人様2分で御発言いただきますよう御協力をよろしくをお願いいたします。時間を超過した場合は、画面にメッセージが表示されますので御留意ください。オンラインでの御発言は時間を超過する傾向がある上、本日は所要時間が1時間半といつてもより時間が短いものですので、何とぞ時間を厳守していただきますようお願い申し上げます。

なお、御発言の順番については、事前に事務方よりお知らせいたしており、委員、専門委員、代理出席の方の順に、それぞれ五十音順の逆から順に指名をいたします。画面にメッセージ、併せてタイマーが鳴ります。また、各委員の御発言の際、システムや音声の不良等でうまくつながらない場合は、発言順を後ろに回させていただきます。

それでは、山本委員からお願いをいたします。

山本委員 連合の山本です。よろしくお願いいたします。

まず、児童手当法の改正についてですが、今までも何度も発言をしておりますので繰り返しになりますけれども、子どもの最善の利益を考えれば、児童手当は全ての子どもに対して公平に支給されるべきというところは変わっておりません。保護者の所得状況によって制限を設け、特例給付を廃止することには反対です。再考していただきたいと思っております。

次に、資料2の不妊治療に関してですが、不妊治療しながら仕事ができるということについて踏み込んだ指針が出たということは賛同しています。ただ、女性だけでなく不妊治療には男性も関わっていることを明確にしていいただければと思いますし、また不妊治療ばかり焦点が当たっていますけれども、女性の生理、それから更年期、男性にも更年期はあ

りますし、そういうことが同じように働く上で支障になっていることが多いことから、包括的な視点での取組をお願いしたいということです。

最後に、資料4の連携施設に関わってですが、特例の小規模保育事業が家庭的な保育事業などの連携施設になっているということは反対するものではありませんが、要望として、保育が適正かつ確実に行われているか、今までの実施しているところのモニタリングなどを行って課題把握をしていただきたく思います。そして、その結果をこの会議においても報告いただきたいということを最後に要望とさせていただきます。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、山内委員、お願いいたします。

山内委員 日保協の山内でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどから御説明のあったように、法案の内容、特に児童手当法の改正については、前回も発言したとおり、新しいプランの財源確保に御努力をいただいたものと考えて、関係者に改めて感謝を申し上げるものであり、異存があるものではないです。

一方、子ども・子育て制度の量の拡充について目指すものが示されておりますが、質の改善についても図っていくというのが、それぞれの共通の認識であると承知しております。その点について、これからも努力をしていただきたいと思っております。

この間、量の拡充について追加的な財源も必要となっていくと考えておりますが、保育士不足については、更に加速化をしております。量の拡充に伴ってどうやってこれからこれについて対象を増やしながらか実現をしていくのか、具体的な手段も議論することが必要であるのではないかと強く思うところであります。

ありがとうございます。以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、森田委員、お願いをいたします。

森田委員 よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が出されている地域やそれ以外の地域においても、保育園・認定こども園はライフラインとして、また、職員はエッセンシャルワーカーとして、日々感染予防に努めております。その思いは、自分自身だけではなく家庭内感染予防に努めてくれている家族全員が同じ思いで闘っていると思っております。そして、感染予防と感染拡大の防止を図りながら、日々開所を続けております。

令和2年度補正予算案に感染防止対策が引き続き盛り込まれていることに改めてお礼を申し上げますとともに、一刻も早い予算成立を望んでおります。そして、予算の執行が円滑に行われるよう、予算成立後にも国から自治体へ丁寧な御説明をお願いしたいと思っております。

また、本日の議事であります子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案につきましては、おおむね賛同いたしたいと思っております。保育・子育て支援のた

めに国は財源確保に御尽力いただきましたことにお礼申し上げます。しかし、財源確保が困難な中で、経済界にも事業主拠出金の上限割合の引き上げなどに御協力いただく必要があります。この法改正による財源が保育・子育て支援に使われることを国から広く社会に対して御説明いただくようお願い申し上げます。また、我々保育園・認定こども園も事業主の立場であり、より有効な活用をお願いしたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症に関連してのワクチン接種についてです。前回は発言しておりますが、優先接種については、国からお示しいただいている案に異存は当然ございません。しかしながら、マスコミ報道によりますと、16歳未満はワクチン接種を行わないとの報道がなされています。そうなりますと、保育所・認定こども園等でもクラスターが出ている施設は、職員からの感染拡大による事例が多いと考えております。一般の方の接種の前に、児童福祉施設の職員が接種できるようにお願いできればと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、茂木委員、お願いいたします。

茂木委員 全国市長会から出ております、群馬県安中市長の茂木英子でございます。

私からはまず資料1、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。まず児童手当につきましては、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めている現況届を原則廃止するとされています。この廃止に伴いまして、一定程度受給者の負担は減るものと考えます。それに当たって、自治体における事務処理に支障が出ないように配慮していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、附則におきまして、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方等について検討規定を設けていますが、検討するに当たりましては、都市自治体の意見を十分に踏まえていただきたいと思っております。

また、最後でございます。前回は申し上げましたが、保育士不足が本当に深刻でございます。保育士の処遇改善も含めた社会的地位の向上等、今後も引き続き検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、箕輪委員、お願いいたします。

箕輪委員 全国国公立幼稚園・こども園長会の箕輪です。

本会から意見を3点申し上げます。まず、本日の議事の資料1の2ページ目、3ページ目についてです。市町村子ども・子育て支援事業計画にこのたび自治体が各域内の幼児教育施設との連携を推進するということが任意で記載されることは賛同いたします。この取組が量の確保だけでなく質の維持向上につながることを期待しております。

2点目は、長引くコロナ禍に関わることです。まず、文科省で幼稚園等を対象に保健衛

生用品の購入、そして、ICTの環境整備推進の予算をつけていただき、大変感謝しております。特にICTの環境整備については、この機会に全国でしっかりと整備が進むよう、ぜひ後押しをよろしくお願いいたします。

また、小学校では分散登校による3密の回避、きめ細やかな教育の効果が後押しになって、1学級の上限人数引き下げが段階的に実現されることになりました。3密回避やきめ細やかな教育の推進は幼稚園でも早急を実現すべき事項です。幼稚園の1学級の上限人数の引き下げの御検討、実現をお願いいたします。

最後に、前々回の会議で話題になりました、幼稚園等における預かり保育の拡充についてです。本会所属の公立園では、幼児一人一人の実情に合った居場所づくりとしての預かり保育を実施する用意があります。必要な地域ではぜひ拡充を進めていただければと思います。また、地域や保護者からは3年保育の拡充を求める声も強いので、そちらも進めていただくと、より多くのお子さんに質の高い教育を提供できると考えております。御検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、水谷委員、よろしくお願いいたします。

水谷委員 全日本私立幼稚園連合会の水谷です。

今回意見書には7項目挙げさせていただきましたが、その中から3点発言させていただきます。

まず参考資料1の6ページ、下の です。幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育が盛り込まれていますが、私立幼稚園として積極的に貢献してまいりたいと存じます。ところで、預かり保育の補助内容も充実してきていますが、新制度未移行の園が一時預かり事業（幼稚園型）を受託しているのはわずか7%にとどまっています。これは未移行園がこの事業を受託できることを知らない。または、本事業を実施している市町村は6割にとどまっていることも要因となっています。国と自治体に一時預かり事業（幼稚園型）の啓発と推進を積極的に進めていただけると地域の資源活用につながると思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目です。5年後見直しによる加算の増額、加算要件の弾力化、加算の新設など、積極的に進めていただけていますが、現実には令和2年度の実施や3年度の予算化において、これらの見直しが反映されていない自治体が多くあります。これは基礎自治体において補助要項の作成が進んでいないようであり、そのための自治体説明会も十分に届いていないことも聞き及びます。コロナ禍での工夫を余儀なくされますが、せっかくの見直しも予算化され実施されなければ意味がありませんので、自治体への説明を十分充実させていただきますようよろしくお願いいたします。

3点目です。アレルギー対応調理員加算の新設についてですが、ある自治体では、自治体単費財源でアレルギー対応の調理員加算を設定していると聞きました。強い食物アレルギー

ギーを持つ子供の命に関わることでありますので、公定価格の加算項目として新たに設定してください。

あとは意見書のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、松田委員、お願いいたします。

松田委員 松田です。

3点です。1点目ですけれども、資料2にありますとおり、不妊治療への支援というのは少子化対策として必要なものです。ぜひ今回の取組によりまして、企業において仕事と不妊治療の両立支援が広がることを期待します。

2点目です。資料3-1です。次世代法の進捗状況、着実に様々な企業の取組が広がっていると思います。しかしながら、資料を拝見しますと、大企業に比べて中小企業における取組が普及していないと見られます。具体的には、中小企業は資料のとおり360万社程度あります。従業員数70%の人が多分働いていますけれども、そこへの普及が進んでいません。この現状を分析して、中心企業でこの制度が広がりやすい仕組みというものを進めることが必要ではないかと思えます。

最後です。本日の資料とは違いますが、新型コロナの感染拡大によりまして、出生率が今後かなり低下する可能性があります。これは婚姻数、妊娠数も減少しており、今後その影響が出生数に出るでしょう。私のグループの独自の研究でも出産時期を見直すという夫婦が少なからず出ています。こうした状況を考えますと、現在、早めに子育て支援策の更なる強化、そうしたものの検討を進めることが必要ではないかと思えます。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、中川委員、お願いいたします。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。

放課後児童クラブに関連して2点申し上げたいと存じます。1点目ですが、このたびの緊急事態宣言発令に際し、放課後児童クラブについては休所することなく実施するようにとの国の方針に基づき、私どものクラブにおきましても、京都市からの通知を受け、感染拡大防止対策を徹底しつつ、原則運営を継続しているところです。恐らく他の地域においても同様の対応をなされているものと承知をしております。

放課後児童クラブは、子供たちにとって生活の場であり、遊びの場であります。現在、放課後児童クラブの現場では、コロナ禍においてもこうした放課後児童クラブの特性を大切にしながら運営することに努めております。国におかれましては、各地域の放課後児童クラブの感染状況及び感染拡大防止の対策状況を把握していただき、放課後児童クラブの円滑な運営と感染拡大防止の取組に対しまして、引き続き御支援をお願いしたいと存じます。

2点目であります。令和3年度放課後児童クラブ関係予算において、育成支援の周辺業務を行う職員を配置した場合の加算、それと、第三者評価を受審した場合の加算の創設が示されました。大変現場としてはありがたく存じております。まず、育成支援の周辺業務を行う職員の配置は、人員体制の拡充につながるものであります。また、第三者評価を受審した場合の加算は、各クラブの限られた財源の中、受審にはずみをつけるものと思いません。どちらも放課後児童クラブの質の向上に資するものとして現場において活用されますよう、国におかれましては、各自治体等に働きかけいただきますようお願いしたいと存じます。

以上で私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、手島委員、お願いいたします。

手島委員 経団連の手島です。

資料1に関して発言をさせていただきます。経団連といたしましては、今回の新子育て安心プランに関わる経済界への1,000億円の追加負担の要請について、全世代型社会保障制度構築の観点から、後期高齢者医療制度の窓口負担を見直し、ワイズスペンディングの観点から、児童手当を見直すことに一定の方向性が示されたことを踏まえ、追加負担を受け入れたところです。しかし、本来、地方自治体が整備する認可保育所の運営費は公費、すなわち税財源で支えるべきです。コロナ禍により企業は規模にかかわらず危機的な状況に置かれております。事業主拠出金の充当はこれ以上認められないとの立場であることを改めて申し上げます。

また、児童手当に関して、経団連といたしましては、ワイズスペンディングの観点から、特例給付を廃止すべきであると提言してまいりました。今回、一部ではありますが、見直しの方向性が出されたことを評価しております。ただ、これまでも繰り返し発言してきたとおり、就労形態など社会の変化への対応及び公平性確保の観点から、所得基準を世帯合算に改めることが妥当です。今回の特例給付の見直しに引き続き、検討いただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、湊元委員、お願いいたします。

湊元委員 日本商工会議所の湊元です。

私から2点申し上げたいと思います。まず、児童手当の特例給付について意見を申し上げます。年収1,200万円以上の者、いわゆる高所得者に対する特例給付を廃止することに関しては特に異論はありません。一方で、今般、世帯合算は導入せずに主たる生計維持者の所得で判断することとしております。平成29年、平成30年の財政審議会の建議では、現在の児童手当について、制度創設以降の社会の変化や給付の実態を踏まえると、支給されるか否かの判定基準である所属の範囲については、主たる生計者のみの所得で判断するので

はなく、世帯合算で判断する仕組みに変更すべきである旨の提言を行っています。専業主婦世帯と共働き世帯の推移を見ますと、1980年以降共働き世帯数が右肩上がり、逆に専業主婦世帯数は右肩下がり、特に2010年以降は急激に減少しています。直近の2019年における共働き世帯の割合は約7割であることを鑑みれば、財政審で提言している世帯合算で判断する仕組みに変更することについて、妥当であるものと考えております。

児童手当の支給に関しては、社会情勢や足元の状況変化、公平性の観点を踏まえた適正な仕組みを構築され、特にコロナ禍で極めて厳しい経済状況にある企業の更なる負担感が増すことのないようお願いをいたします。

次に、中小企業向け助成制度の創設について意見を申し上げます。子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設に関してですが、本制度における助成事業が有効に機能されますよう、商工会議所としても可能な限り協力をしてまいりたいと思います。内閣府及び厚生労働省におかれましても、幅広い周知をぜひともお願いいたします。

以上であります。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、月本委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

2点発言させていただきます。まず、説明のありました国家戦略特区小規模保育事業の連携施設についてです。国家戦略特区小規模保育事業における3歳児受入れについては、既に国家戦略特区内で制度化されているものですが、今回、家庭的保育事業の連携施設となり、更に3歳児を受け入れていくことについて、保護者の立場から懸念があります。そもそも小規模保育事業は、園庭がなかったり、狭い保育室であったりするケースが多くあります。3歳児の4月や5月生まれの園児は、年度初めに満4歳になる子供たちです。幼稚園や保育所に通う子供であっても、雨続きの時期は外遊びができずに発散できない欲求がたまることを実感しています。子供の生活環境や子供の育ちへの配慮のためには、特区小規模保育施設を家庭的保育事業の連携施設として認め、受け入れ、認めていくのは、子供の育ちを考慮すれば慎重に対応すべきです。その意味では、仮にこの制度を認めていくにしても、例えば運用において外遊びの機会を確保するための方策を計画させるなどの対応が必要だと思っておりますので、御配慮をお願いいたします。

次に、保護者の立場から2号認定や新2号認定の要件について一言申し上げます。少子化を克服していくためには、育児をしやすい国づくり、制度づくりが必要です。現在の2号認定、新2号認定の要件においては、産前・産後休暇期間中をカバーできる、妊娠中や産後間もないことは要件にはありますが、産後間もないことの後の期間に関する要件としては、育児休業中の継続利用という要件しかありません。つまり、現在の制度では働いていない専業主婦世帯は新2号認定を取ることができないということです。新2号認定を取れないということは、制度化していただいた無償化の恩恵にあずかれないということです。

育児をする女性にとっては、産前・産後休暇の期間後にも教育・保育が利用できることは、産前・産後の後の心身を共に整える上で大きな子育て支援になります。今後、新2号の要件について、育児休業を取得できない専業主婦についても、産前・産後休暇期間後にも新2号認定を取れるような制度としていただくよう要望いたします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 3点申し上げます。まず1つ目です。連携の推進に関する事項の追加についてです。子供をめぐる様々な事業者が連携することで、地域において子供を守るネットワークの網の目が細かくなっていくことを期待します。市町村においては、当初は事業者の連携かと思えますけれども、行く行くはNPO法人であるとか、ボランティア団体などであるとか、なるべくネットワークに入りやすい仕組みにして連携をしていただけるようお願いできればと思います。当事者同士はどのように連携するかが分からないものですので、良い事例の横展開なども併せてしていただければと思います。

2つ目です。くるみんとプラチナくるみんについてです。厚労省の「女性の活躍・両立支援総合サイト」の中に「女性の活躍推進企業データベース」というものがあります。私はこのデータベースのファンでありまして、厚労省側が指標をつくって各企業がどのくらい達成しているかを示したもので、企業と企業を比べることもできるようになっています。くるみんやプラチナくるみんを取っているかどうかの指標もありますし、例えば採用時の男女比、勤続年数の男女差、係長に占める女性の割合、部長に占める女性の割合、役員に占める女性の割合みたいなものも並んでいて、どこで企業が脱落したかが分かるようになっている。すばらしいですが、知名度がいま一つです。こういったものを活用して、例えば女性だけでなく男性も就職先を考えると時のエッセンシャルサイトになっていくといいと思います。

あと一つだけ、不妊治療と仕事の両立についての話がありました。働きながら治療を受けられる環境づくりを企業に求めていくのは重要なことだと思いますが、同時に、現在ある法定休暇の中にも、生理休暇や看護休暇など、実際にあってもなかなか使えないものがあると思いますので、こういうものをパッケージにして、用途を明らかにしなくても使えるような仕組みにするなど使い勝手について御検討いただければありがたいと思いました。

以上です。ありがとうございました。秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、駒崎委員、お願いいたします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会の駒崎です。

資料に基づいてお話ししたいと思うのですが、その前に月本委員の発言に対して発言したいと思います。小規模保育の園庭がないことを御指摘されましたけれども、東京都において認可保育園においても、例えば港区、中央区、文京区などの都心区では園庭保有率は10%台です。小規模保育だけが園庭を持っていないのではなく、認可保育園の中で

も園庭がないところはたくさんあります。なぜ小規模だけが園庭がないということで雨の日の遊びなどが工夫されていないと決めつけられるのか、全く理解ができません。エビデンスに基づいて御議論いただきたいと思っております。我々は一生懸命、園庭のない中でも工夫して雨の中でも子供の最善のために様々な工夫を行っているということを、小規模保育を代表してお伝えしたいと思っております。

では、提案書に基づいてお話ししたいと思えます。提案書の中でまず1つ目です。このベビーシッターにおける届出義務、これは内閣府に対してお聞きしたいと思っております。届出義務化がザル状態になっているということについて、ぜひお答えいただきたいと思っております。先日「BUSINESS INSIDER」によって、ベビーシッターのマッチングプラットフォームの某社で4年半以上にわたって児童福祉法上シッター個人に義務づけられている都道府県等への届出を確認しないまま、届出対象年齢である7歳未満のシッティングをマッチングしていたことが明らかになったとの報道がありました。児童福祉法の改正によって届出が義務になっているにもかかわらずです。しかも、内閣府からの補助金ももらっているという状況がありました。これはシッターの届出義務が機能していない、それによって様々な質やクオリティーを担保していくというものが機能していないということなのではないでしょうか。

この法令というのは、シッターマッチングサイトで子供が残念ながら亡くなってしまったことを基に作られた法令だったにもかかわらず、今、それが守られていない状況になっていること、結果としてザル状態になっていることに関して、内閣府に御見解をお聞きしたいと思っております。

また、内閣府の企業主導型保育に関してなのですが、このペースで行きますと、あと3年で待機児童が解消されます。そうなったときに、待機児童解消を念頭に置いて設定された企業主導型保育をこれ以上増やしていくことに関しては、もう一回立ち止まって考えていただきたいと思っております。そこに関してリソースを割くのであれば、例えば保育の質を向上したりであるとか、あるいは地域子ども・子育て支援というものがいまだ広がっていない状況があります。一時保育や病児保育、ショートステイ、産後ケア等々、13事業と言われる事業がなかなか広がっていないという状況があります。こうしたところに財源とリソースを振り分けていくことが国全体の全体最適につながるのではないのでしょうか。ぜひ御検討いただける場を設定していただけるとよろしいと思っております。

そして、この特区小規模保育、堺市などでも非常に好評で、0歳から2歳の小規模保育と3歳から5歳に限定して、疑似的に小規模な保育園をつくっていくという取組がなされています。これによって通常では大規模な集団の中ではなかなか輝けないような子供たち、例えば発達障害のある子供たちとか、そうしたハンデを負っている子供に対しても丁寧に対応できるということで大変期待されています。これを特区の中だけに押しとどめるのではなく、全国でそうしたことを選択できるような形にいただけるとよろしいと思っております。

あとは縷々書いておりますけれども、時間の関係もあると思いますので、割愛させていただきたいと思いますので、御覧になっていただけたらと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、古口委員、お願いいたします。

古口委員 全国町村会の栃木県茂木町長の古口でございます。

私からは、今回の改正法案について、全国町村会としては大筋では了としたいと思えます。ただし、町村の財政負担に関係するものにつきましては、財源確保の具体的方策をしっかりと示していただくようお願いいたします。

次に、これはこの場で言うべきことかどうか私は迷ったのですが、ぜひ地元を預かる町長として申し上げたいことがあります。それは、新型コロナウイルスに対する保育園の対応について、先日、私の町の保育園に登園している幼児が新型コロナウイルスの陽性であることが判明いたしました。国は、このようなときにでも原則として保育園を開き、園児を受け入れることとの考えを示しておりますが、現場から申し上げますと、これは無理です。不可能です。ぜひ現場に即した、あるいは現実に沿った考え方をもう少しお示しいただきたい。

私は保護者の皆様に登園自粛をお願いしながら、その一方で働くお父さん、お母さん方の雇用、働き方に支障のないような方策を考えていくべき、それが現実的な対応ではないかと思っております。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、小塩委員、お願いいたします。

小塩委員 一橋大学の小塩です。

私から3点申し上げます。1つ目は児童手当ですが、これについては先ほど手島委員、湊元委員からも御指摘がありましたが、世帯合算を導入しなかったのは、ちょっとまずいのではないかと思います。児童手当に所得制限をつけるかどうかというのは大きな問題で、これは正解がないと思うのですが、所得制限をつけなくても、あるいは特例給付を残しておいても世帯合算を導入しなかった点は、再検討する必要があると思います。これが1点目です。

2点目は不妊治療です。これから保険収載に向けて政府内で議論が本格化すると思うのですが、ぜひこの子ども・子育て会議においても委員の意見を酌み取って政策立案に反映する仕組みを考えていただきたいと思います。

それから、あまり議論されない点として、治療を中断した後のカップルのケアというものがあります。不妊治療というのは中断が結構多いようです。その後の情報はデータがあまりないのですが、私たちの分析によると、結構中断してからもお子さんは結構生まれるようです。ですから、中断後のカップルのケアも検討する必要があると思います。

最後の3点目は、次世代法のくるみん認定です。これは非常に良い仕組みだと思います。ただ、これこそ隗より始めよでして、官庁でぜひ取り組んでいただきたいと思っております。東京大学の小川直宏先生の研究によると、公務員の人たちは他の業種の人たちに比べて子供さんの数が多いそうです。ぜひ官庁、これは中央官庁、自治体もそうなのですが、くるみん認定を取るような仕組みを考えていただきたいと思っております。先ほどの御説明は民間企業に対する提案だったのですが、官庁についてどうなのか興味のあるところです。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、長田委員、お願いいたします。

長田委員 よろしく申し上げます。公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田です。

今回も意見書を提出させていただきましたので、参考資料2の委員提出資料の4ページを御覧になってください。まずは「1.市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加について」ですが、提案内容につきまして、賛同いたします。

「2.保育所等運営費に充てることのできる事業主拠出金の割合の上限の引上げ」についてですが、今回経済界からも更に一定程度の御負担をいただけることを心より感謝申し上げます。

「3.子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設」については、今後働きやすい職場づくりという観点と、保護者と子供の関わる時間を増やすという観点から、この制度の創設によって認定を取る企業が増えていくことを御期待申し上げます。

最後に、意見書には記載しておりませんが、2月末より新型コロナウイルスのワクチン接種が開始される予定との報道もあります。この間、保育士もエッセンシャルワーカーとして努力してまいりましたので、ぜひ医療関係者や介護施設職員などの次で構いませんので、保育士、保育教諭も優先的にワクチン接種を行っていただきますよう、ぜひ御配慮をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、奥山委員、お願いをいたします。

奥山委員 それでは、私も意見書を出させていただいております。そちらを御覧いただければと思います。

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加として「地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項」が改正案に挙がっておりますので、私どもが令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業で調査した結果などを紹介させていただきます。

複数の支援サービスを活用された方は、非常に高い支援効果が得られたということが出ております。今回、参考資料1の13ページに、私がもう一つ横浜で認定NPO法人びーのびー

ので運営をさせていただいております、「どろっぷ」という地域子育て支援拠点の多機能型の事例も挙げていただいております、感謝申し上げます。ここでも、ただ一か所に複数の事業があれば良いということではなくて、その事業間の連携ですとか、当該ケースに対しての振り返りですとか、そういったことが非常に重要になってきておりますので、ぜひ市町村の皆様にも普及啓発をしていただくとともに、研修の機会等々を増やしていただければと思っております。

2点目が、今回の次世代育成支援対策推進法のほうで、行動計画策定指針の改正で不妊治療等の環境整備が入りました。非常に重要なことだと思っております。それに付け加えて、産前の両親教室などの機会が非常に重要だと思っております。両親ともに産前からそういった休暇が取れるような御配慮をお願いできればと思っております。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、王寺委員、お願いいたします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺です。

意見書を付けておりますので、御覧ください。3点あります。1点目「市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加について」、この事項が追加された際には、各自治体において子ども・子育て分野が相互に関係し合い、自治体の特性を生かしながら、その地域の子供も一緒になって支援できる仕組みを構築されていくことを強く望んでいます。また、認定こども園の特性が十分に発揮されるのではないかと期待しておりますので、認定こども園の活用を据えて、地域全体で子ども・子育て支援を行うことができるよう、体制の構築をお願いします。

2点目「コロナ禍における地方版子ども・子育て会議の開催実態について」です。緊急事態宣言が発出されて、各自治体において会議が中止や延期、開催方法の変更が強いられているところです。書面やオンライン会議等で積極的に取り組んでいる自治体もある一方で、今年一度も開催していない自治体も存在しております。今年度は市町村事業計画策定後1年目であり、また、コロナ禍において自治体が子ども・子育てをどのように支援していくか、大変重要な局面であります。国においては、どうぞ各自治体で子ども・子育て会議が実態に即して実施されますように御配慮いただきたいと思っております。

3点目「新型コロナウイルス感染症等に係る保育環境改善等事業予算について」です。今の段階でも新型コロナウイルスは猛威を振るっています。どうか国会において第3次補正予算が成立した際には、速やかに各自治体に周知していただき、全ての自治体で実施され、全ての施設が受けることができるよう、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 全幼研の加藤です。

それでは、私から3点申し上げます。1点目は待機児対策で、都市部では幼稚園が多くて1号児が中心なのです。その子供の保護者が2号に移動していった場合に、4時間に対応した保育室を長時間対応できるように改修していく必要があります。今回補助いただいていますけれども、この推移を見守っていただきつつ、継続して支援をいただきたいと思いをします。

処遇改善 加算の主体認定申請書の受理の件ですけれども、申請しても都道府県で受理が進んでいないのです。3府省の合同通知の理解もしっかりできていないのではないかとこの気もしております、国からの確認と指導をぜひお急ぎいただきたいとお願い申し上げます。

3点目ですけれども、主幹教諭の加算要件や小学校連携業務の件、あと施設関係者評価加算の件なのですが、コロナ禍でなかなか進んでいない部分がありますが、ICTを使って小学校など色々つながって、あるいは保育するにしてもICTを使ったりするような柔軟な工夫が行われているところです。こういったことも加算の中で判断を軟らかくいただければありがたいと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、渡辺専門委員、お願いいたします。

渡辺専門委員 日本医師会の渡辺でございます。

資料に沿って3点意見を述べます。1点目は資料1の5ページでございます助成制度の創設、くるみんのことでございますけれども、この評価というのは、資料の3にもありますように、50万円の助成金というよりもむしろイメージアップというところだと思います。そういう意味でいうと、もう少しイメージアップをすると良くなるという広報をうまくされたほうが良いのではないかなという点が一つ。もう一つは、先ほど松田委員も述べられたように、中小企業の参加が少ないということは、この助成の在り方、50万円がどうかということですが、これが良いのかどうかということを検討していただいて、中小企業の方にもぜひ入っていただくように努力していただきたいと思いをします。

2点目は資料1の6ページでございますけれども、児童手当に関して、限られた財源でどう配分するかという点で、私はこれは評価できると思いをします。ただ、他の委員の意見もありますように、できれば世帯合算のほうが望ましいと思いをします。

3点目は資料2の1ページでございます次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正、これも一歩前進と評価できると思いをしますが、問題は実施していただけるかどうかという点だろうと思いをします。特に時間単位での取得というのは民間企業では難しいと伺っていますので、ぜひ実施できるような具体的な対策、政策を今後示していただきたいと思いをします。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続いて、水嶋専門委員、お願いいたします。

水嶋専門委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

参考資料1の新子育て安心プランにおける支援のポイントから1点だけ申し上げます。地域のあらゆる子育て支援の活用はとても良いと思います。そのために、昨年作成された「子ども・子育て支援情報公表システム」をもっと一般の方へ広く周知を図り、これを活用すると保育の利用を希望する人だけでなく地域の中にどんな保育の場があるかなど、潜在保育士や保育現場への復帰を考えている人にとっても情報を得ることができると思います。「子ども・子育て支援情報公表システム」が社会に浸透していくように働きかけていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続いて、中正専門委員、お願いいたします。

中正専門委員 日本こども育成協議会の中正でございます。

私から3点ございます。まず1点目、児童手当についてですが、高所得者を対象外にすることについては理解いたします。今回、検討規定も記載していただいておりますけれども、ぜひ今後多子世帯に対してもっと手厚くしてほしいという意見です。子供2人目、3人目、4人目と多くの子供を産み育てたいと思える社会づくりが必要ではないかと思っておりますので、ぜひ多子世帯への充実をお願いいたします。

2点目です。資料4の連携施設についてです。特区小規模保育事業が家庭的保育事業者等の受け皿になるという案については賛成でございます。利用者が安心して預け先の選択肢が広がるという点では非常に良いと思いますので、そういった意見でございます。

最後、3点目です。新子育て安心プランの保育士確保についてです。各委員さんからありましたが、コロナ禍において、自分たちもそうなのですけれども、他のエッセンシャルワーカーを支え、また、かつ子供たちの未来を育む保育の仕事はとても貴い仕事だと再認識しております。改めて保育現場で働く人たちの処遇改善、向上、働きやすい環境整備をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、木村専門委員、お願いいたします。

木村専門委員 ありがとうございます。

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

私も意見書を出させていただきましたので、そちらのほうに2点書かれておりますが、御確認をいただければと思います。

まずもって児童手当に関して、出されました制度設計に対して賛同させていただきます。前回もお話をさせていただきましたが、実施時期が令和4年10月と認識しておりますが、丁寧に御説明を幅広くお願いできればと思っております。

更に、不妊治療と仕事の両立についてであります。こちらにつきましても、取り組む事業者の支援と環境整備の推進が求められているかと思っております。不妊治療を希望する全ての人たちがそれを受けられるような社会的理解、こちらについてもお願いをしたいと思いますし、治療に伴う制度、休みやすい設計であったりとか、社会的後押しをする制度の補償であったりとか、また、どの地域においても治療を受けられるような医療体制もお願いできればと思っております。私は北海道ですので、不妊治療をするとなると職員は札幌まで行かなくてはいけないので、距離感をどうカバーできるのか、その辺も御検討いただければと思います。

あわせて、意見書には書いていないのですが、先ほども委員の中から今後出生数が80万人を割るかもしれないというようなことから、全国の待機児童は我々の予想よりはるかに早く解消される可能性が出てきます。また、一方で新型コロナウイルスによる雇い止めであったり、解雇であったり、就業時間の短縮であったり、生活設計が大きく変わろうとしております。そういったことから、従来の認可施設であったり、認可外の施設であったり、入所基準であったり、保育時間であったり、改めて子供たちが育つ環境という部分を議論することも必要かと思っておりますので、早急にそういった議論の場をつくっていただくとありがたいと思っております。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、尾木専門委員、お願いいたします。

尾木専門委員 公益社団法人全国保育サービス協会の尾木です。

今回の議題では、事業主が取り組む子育て支援についての助成金や、あるいは次世代法に基づく行動計画策定指針の改正などが取り上げられていますけれども、保育事業や子育て支援事業の整備、充実に取り組む一方で、子供の看護のための休暇を取得しやすくすることや、あるいは育児休業の取得の促進など、仕事と育児の両立を図りやすくするための支援も重要なことと考えますので、不妊治療と仕事の両立ということも含めて、今回議題になっています行動計画策定指針の改正や子ども・子育て支援法の改正には賛同いたします。

また、今回様々な調査結果をお示しいただいているのですが、もし毎年こういう調査をされているのであれば、こういった子ども・子育て会議でも御紹介いただけると、またそれが普及につながるかと思いました。

ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、岡本専門委員、お願いいたします。

岡本専門委員 日本助産師会の岡本です。

資料1の3ページの多機能型地域子育て支援の展開について述べさせていただきます。この多機能型地域子育て支援の展開は、まさしく妊娠、出産、子育てにおける切れ目のな

い支援の実践に直結するものと考えます。出産直後の母親にとって、例えば産前休暇まで就労していた女性などは、住まいと職場との往復で地域とのつながりも少なく、地域で子育てを行うという実感や見通しを持ちにくい場合も多く、子育てにおいて困難を抱えても地域の相談の場にSOSを発信することは恐らく難しいのではないかと考えられます。産前からの地域の子育て支援の場とのつながりの必要性を強く感じます。

先ほど、奥山委員も述べていらっしゃいましたが、多機能型地域子育て支援の先進事例を拝見しましても、多機能型支援では高い効果が見込まれていることが実証されております。地域子育て支援拠点等が妊娠期からその地域の専門職種と広く連携を取ることで、切れ目のない支援を利用者ニーズに合わせて細やかに実践されている様子を見ましても、このような事業が全国的に広く展開されることを期待したいです。多機能型子育て支援を多くの女性やその家族が妊娠期から利用できるよう、その体制づくりを推進していただきたいと考えます。よろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、大川専門委員、お願いいたします。

大川専門委員 全国病児保育協議会の大川でございます。

私は本日4点についてお話をいたします。まず、資料1の子ども・子育て支援法が改正することは大変喜ばしいことですが、今までの実績で、なかなかすばらしい施策が子供を増やす条件を良くするほうに必ずしも効果はありません。総花的な予算配賦ではなく、重点的に思い切った財政対応をお願いいたします。

次に、資料2の2ページにあるように、子供のための看護の休暇の取得が容易となっていく方向になっております。すなわち、育児や保育の多様化が進むと思います。保育所または病児保育の利用を単に就労支援にとどまらず子供支援にするためには、就労の有無にかかわらず、保育所等の利用を可能とすることも考えていただきたいと思います。

また、不妊治療のことですけれども、不妊治療と就労の両立という考え方は大変必要なことですが、むしろ不妊治療の必要がなくなるような施策、すなわち若い世代から財政的な援助をして、晩婚化を解消するため、更に犯罪に関係するような特殊な例を除いて人工流産等の低下を図るような施策も今後考えていただきたいと思います。

最後に、病児保育関係の予算について、御配慮をありがとうございます。しかし、緊急事態宣言後、利用者の減少が続き、経営はまた困難になってくることが予想されます。特別な御配慮をこれからもお願いいたします。

最後に、コロナワクチンの接種でございますが、スキンシップが多い保育所等のことを考えますと、ワクチン接種の優先順位を保育所の保育士、なканずく病児保育士にも適用していただきたいと思います。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、徳倉委員の代理の高祖委員代理、お願いいたします。

高祖代理人 ファザーリング・ジャパンの徳倉の代理の高祖です。よろしくお願いいたします。

4点述べさせていただきます。育休促進企業への助成ということで、大変歓迎しております。他の委員からもありましたけれども、育休取得と産前の両親学級ということで、そこはぜひ進めていただきたいところです。更に、企業のほうなのですけれども、社内の意識醸成ですね。まだ取りづらいつという、社内の上司であったり、いろいろそういうところもありますので、そこら辺の意識醸成及び両親学級の企業内での開催ということも、ファザーリング・ジャパンとしてでもぜひ広げていけたらと思っています。

不妊治療についてです。こちらの支援も歓迎しております。一部企業については、不妊治療だということが分かりにくいような取り方が進められておりますけれども、こちらのほうもぜひいろいろ配慮をいただければと思っています。

3点目です。くるみんとプラチナくるみんにつきましても、こちらのほうもとても良い施策だと歓迎しております。ただし、女性登用の数値的なものというのは良いと思うのですけれども、なかなか風土が、くるみんを取っているにもかかわらず、その社員なのだけれども全然そういう感じではないという声が多々聞かれておりますので、風土というところでもぜひお願いしたいと思っています。

最後です。コロナ禍ということで、今回は小学校や保育所への休校というところは言われておりませんが、一部自治体で保育所に対して登園自粛ということが言われていたりします。今日も3か月児の虐待ということでニュースが上がっておりますけれども、新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業、ぜひ止めないでいただければと思っています。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、三日月委員の代理の川崎委員代理、よろしく申し上げます。

川崎代理人 滋賀県の健康医療福祉部長の川崎です。知事の三日月が出席できませんので、代理として発言させていただきます。

2点申し上げます。1点目、児童手当法の一部改正の法案に関してでございます。この新型コロナウイルス感染症の影響も含めまして、今後、日本の出生数が大きく減少していくのではないかと心配をいたしております。少子化対策は時間的余裕がないと考えておきまして、全国知事会では児童手当の所得制限の撤廃・廃止、あるいは支給額拡充などの子育てへの経済的な負担軽減措置の拡充を提言いたしております。子ども・子育てを社会全体で支えるという力強いメッセージが今重要でございまして、日本における家族関係の社会支出の対GDP比は、欧州諸国と比べますと低い水準にあることから、更なる拡充も念頭に置いた支援体制の充実が必要であると思っています。

2点目でございます。次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について申し上げます。令和3年度予算案におきまして、不妊症、不育症等への支援を拡充い

ただいたことに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。助成金としての支援はもちろんのことでございますが、治療を受けやすい休暇制度、職場環境の整備も重要でございます。滋賀県でも県独自で普及啓発なども行っていきたいと思っております。行動計画策定指針の改正について賛成の立場であり、共に進めていきたいと思っております。不妊治療を始め、仕事との両立において困難さを抱えておられる方も多くおられますことから、多様な選択肢が用意されて、誰もが生き生きと働ける環境づくりが必要だと考えております。

最後になりますが、児童手当に係る事務等の実施主体となる市町村に丁寧な説明を行っていただくとともに、国民や事業主へ今回の制度改正の趣旨について理解が進み、ひいては子供たちの健やかな成長に寄与するということを願っております。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員からの御質問に対して、事務局から回答をお願いいたします。

池上参事官 まず、内閣府の池上から御回答いたしたいと思っております。

本日、今通常国会に提出予定の法案等について御議論いただきました。様々な御意見を頂戴いたしまして、どうもありがとうございます。

法案関係で、まず1点目、地域の子育て支援の連携について、賛同する御意見を様々に頂戴いたしました。どうもありがとうございます。奥山委員からは調査結果の共有もいただきまして、改めて感謝申し上げます。様々な支援の特徴を生かして子育て家庭を支援できることが重要と考えておりました。法改正が行われた際には、その後の市町村向けの指針の作成を、しっかり今日いただいた御意見も踏まえながら行っていきたいと考えてございます。佐藤委員からいただきましたように、良い事例の横展開なども行ってまいりたいと考えてございます。なお、主体としては、今回の連携規定の中でNPOなども市町村の御判断でぜひ加えていただきたいと考えているところでございます。

それから、子育て支援に取り組む企業への助成について、湊元委員、長田委員、渡辺委員、高祖代理人からもコメントをいただきました。どうもありがとうございます。制度周知への御協力をいただけるとのこと、感謝申し上げます。しっかり周知してまいりたいと思っております。事業の内容については、費用負担と受給の両面で関わる経済界の皆様とよく御相談しながら、引き続き検討してまいります。

関連して、新しいプランとの関係で地方財政について古口委員から御意見を頂戴いたしました。地方財政についても、今回経済界からの御支援、児童手当の見直しを行う中で、適切に負担軽減を図ることとしてございます。それから、利用者支援事業につきましては、国庫補助率が3分の1から3分の2に上がるということもありまして、トータルで地方の御負担が増えないような配慮もさせていただいたところでございます。

水嶋委員から、新プランに関連して「ここdeサーチ」についての周知をとということでいただきました。しっかり進めてまいりたいと思っております。

そのほか、様々にいただいた御意見について、何点か申し上げます。王寺委員から、地方版子ども・子育て会議について問題提起いただきました。現下の状況下では、オンラインや場合によっては書面を含めていろいろな形で工夫して会議を開催していただきたいと考えておりまして、2月に都道府県向けの説明会を予定しておりますけれども、このような機会にオンライン開催も含めた柔軟な開催について呼びかけてまいります。

自治体向けの周知についても、水谷委員等から御意見をいただきました。なかなか予算編成過程で検討するものが多いので、早期の方向性の説明が難しいところはありますけれども、予算案の確定後には先ほど申しました都道府県向けの説明会もございますし、こうした機会を捉えて引き続き周知に努めてまいりたいと思います。

月本委員から、保育の必要性認定に関連しての御意見を頂戴しました。1号認定であっても妊娠から産後8週程度までの間については保育認定を取得することは可能となっております。その後、保護者の方が就労されていない場合など、保育の必要性認定の事由に該当しない場合には1号認定に戻ることでありますけれども、卒園時期が近いなど、市町村が児童福祉の観点から必要があると認めるときは、引き続き保育認定を取得することができるようになってございます。

アレルギー対応調理員についてということで、水谷委員から御意見をいただきました。アレルギーへの対応は重要であると考えておりまして、令和2年度から栄養管理加算を拡充し、栄養士を配置または調理員等と兼務している施設への加算を拡充したところでございます。

それから、加藤委員から施設関係者評価加算等についての御意見を頂戴いたしました。コロナの状況を踏まえまして、コロナによって予定していたものができなくなった場合については、基本的に予定していた対応がなされたものと考えて給付を行うという全体の方針もありますので、どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

矢田貝保育課長 続きまして、厚生労働省保育課長でございます。

様々御意見をいただきましたので、これを踏まえてまた施策を進めていきたいと考えてございますが、その中でも特に山本委員から、特区小規模の実施状況についてきちんと把握して報告せよという御意見がございました。現在日本で5か所実施されておりますので、お時間をいただくかもしれませんが、その実施状況について把握を検討してまいりたいと考えてございます。その際、月本委員からもございました外遊びの状況についてもきちんと把握していきたいと考えてございます。

もう一点、コロナ禍での対応について様々御意見をいただきました。古口委員から感染者が出た場合の対応について御意見をいただきました。厚生労働省といたしましても、現在の緊急事態宣言下においても学校同様に原則開所というお願いをしているところでございますが、園内に感染者が出た場合の対応といたしましては、厚生労働省としては休園を御検討いただきたいと考えているところでございます。直近の数字でも、全国で58か所の

保育所で感染者が出たということで休園をしている状況でございます。そのデータも含め、また、対応につきましてはQ&Aという形で示しておりますので、厚生労働省の保育のページを開いていただきますと、コロナ対応ということで考え方やデータをお示ししているところでございます。引き続き、現場に寄り添って、現場がなるべく混乱しないような形で運営できるようコロナの対応について進めてまいりたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

水野児童手当管理室長 内閣府児童手当室長でございます。

児童手当の見直しにつきましても、多数の方から御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。賛成の方、反対の方、いろいろな御意見を踏まえまして、法案の提出に向けまして引き続き検討させていただきたいと思っております。

その中で、特に御意見が多かった世帯合算の関係でございます。資料1の1ページ目のところ、検討規定というものが規定されてございます。その中、上から2行目の中で「児童手当の支給要件の在り方について検討を加え」と書かれてございます。これは資料の6ページを後で御覧いただければと思いますけれども、その中では世帯合算の導入が必要との御指摘も含めということで書いてある文章から、法令用語としても含めて、こういう法律の検討規定となつてございます。検討自体は引き続きやっていくということ自体には、その前に書いてあります多子加算も含めて同じような位置づけでございます。まずは当面この法案提出に向けて引き続き検討を進めていきたいとは思いますが、それ自体は残っていると御理解いただければと思っております。

茂木委員からは、現況届の廃止について御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。資料1ページ目の検定規定の上のブロックの最後の行に書いてございますけれども、原則廃止ということでございますが、施行規則というものでございます。先ほどのものと併せて、法律改正と併せまして、この施行規則というものも法が成立した場合には実施したいと考えてございます。それに向けまして、まだ時間もございますので、実態も含めて御意見をいただきながら、恐らく事務負担自体は市町村さんのほうも減るのではないかとと思っておりますけれども、うまくいくようにという御指摘でございますので、その辺、よく検討していきたいと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございます。

泉企業主導型保育事業等担当室長 続きまして、企業主導型保育事業等担当室長の泉と申します。

私からは、駒崎委員からいただきました御意見2点について回答させていただければと思います。まず1点目、キッズラインの件でございます。内閣府の補助事業に関しまして、キッズラインのようなマッチング型事業者の認定に当たっては、事業実施要綱において、ベビーシッターが都道府県等に届け出た設置届を実施団体である全国保育サービス協会に提出するよう示しておりました。ただ、本事案につきましては、昨年末にキッズラインから報告を受けたところでありまして、都道府県等への届出を行っていなかったシッタ

ーがどれぐらいいるのかなど、事実関係を確認した上で、厚生労働省とも連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、企業主導型保育事業の新規募集についてでございます。こちらにつきましては、現行プランの目標である11万人の保育の受け皿を確保するため、昨年末に新規審査を全て終えたところですが、11万人の受け皿確保についてはおおむね達成できると考えていますが、本年度末の定員見込みと11万人との間には差が生じる見込みとなっております。企業主導型保育事業につきましては、従業員の福利厚生としてのニーズが一定あることも踏まえまして、この11万人との差の取扱いについては今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

秋田会長 今、駒崎委員からお手が挙がっておりますので、駒崎委員、よろしく申し上げます。

駒崎委員 内閣府の方にお伺いしたいのですけれども、厚労省とも連携して事実関係を確認した上で対応してまいりたいということなのですが、シッターの届出が義務化されているけれども、それをバイオレートした場合は何かあるのでしょうか。ないのだとするならば、我々が真面目に出しているということはほぼ意味のない行為だということになると思うのですけれども、何かそうしたことの対応策はあるものなのでしょうか。素朴な疑問です。

泉企業主導型保育事業等担当室長 まず内閣府の補助事業に関しましては、ベビーシッターの届出をしていることが補助事業の要件となっております。ですから、届出をしていないということになれば補助事業の対象にはならないということになりますが、今、委員御指摘の件に関しましては、恐らく児童福祉法の話にもなってくるかと思えます。児童福祉法上は届出をしていなければ過料が科されることにはなっております。

駒崎委員 なるほど。過料が科されるということですね。

泉企業主導型保育事業等担当室長 はい。

駒崎委員 ありがとうございます。

渡辺雇用機会均等課長 続きまして、厚生労働省の雇用均等課長でございます。

私からは、資料2の次世代法に基づく行動計画策定指針の中で、不妊治療と仕事の両立に関する御質問、御意見について包括的にお答えしたいと思います。山本委員からは、今回不妊治療と仕事の両立ということに賛同の意見をいただきましたけれども、この中には男性も両立の対象に入るということを明示していく、それはそのとおりでございます、そのような運用にしていきたいと思えます。資料2の2ページにありますとおり、今回は不妊治療と仕事については両立について難しい状況がある、そういう事実も踏まえまして追加したのですけれども、行動計画策定にあたり重要な事項として盛り込むことが望ましい内容というのは、現在でも、非常に包括的になってございます。行動計画を策定していただく際には、御指摘いただいたように、包括的な視点で各企業に考えていただくよう我々

も問題意識を持っていきたいと思っております。

松田委員等からは、今回を契機に計画的な取組が進むことを期待しているといった御指摘がありました。我々も今回を機に、開始はこれからでありますけれども、例えば来年度の予算で中小企業向け助成金も創設することを考えておりますし、企業にはこういった取組と併せて進んでいくようなことにしたいと思っております。実際の実例としましては、これまでの成果・取組としまして、昨年3月に企業向けのマニュアルをつくっています。今日は時間の関係で参考資料は御説明できなかつたのですが、マニュアルの中には実際に取り組んでいただいている企業の事例等もございます。その中で、佐藤委員がおっしゃったようなエル休暇という形で、多目的な休暇を創設しながら不妊治療との両立も促しているといった事例もございますので、実例も踏まえまして、我々も好事例を集めながら実効性のあるものにしていきたいと思っております。

それ以外に、例えば両親学級の話などがあつたと思うのですが、次世代法の行動計画自体には、多様な労働条件の整備も重要だということも併せてうたっております。例えば年休の計画的な取得促進を促していくとか、こういったもので特別な休暇をつくらなくても実際に両立できる環境を事業主に整備していただくことが大事なのではないかと思っております。

女性活躍の関係で、佐藤委員からデータベースですね。非常に良いのだけれども、なかなか周知が進んでいないという御指摘がありました。それは真摯に受け止めないといけないと思っております。利便性を向上するような形で、例えば比較できるような、スマホでも見られるような取組をしてきましたけれども、更にこれをどう知ってもらうか。例えば女性が就職活動をする際にぜひ見ていただけるよう学校との連携とか、そういったことも大事だと思っておりますので、御指摘を踏まえ、頑張っていきたいと思っております。

小塩委員等からいただいている実際の医療の話は、当方、雇用の関係で来ておりますので、今日は関係する部局にお伝えする形にしたいと思っております。現場でいろいろな医療が受けられるといった木村委員の御指摘も併せまして、そのように対応したいと思っております。

以上でございます。

佐藤職業生活両立課長 続きまして、職業生活両立課長の佐藤でございます。

くるみんの関係で皆様からいろいろと御指摘をいただきました。時間の関係もございませんので、簡潔にお答えいたしたいと思っております。

小塩委員から、くるみん認定は官庁でも取り組んでという御意見をいただきました。実はこれは次世代法の中で民間企業向けの取組として位置づけられておりますので、官庁や自治体は取れないのですが、引き続き民間企業で取り組んでいただけるような周知などに、ほかの官庁や自治体と連携して取り組んでいきたいと思っております。

また、松田委員から、これに関して中小での取組をより進めていくようにという御指摘をいただいたと思っております。資料の中でも御覧いただければ分かりますけれども、ここ数年、中小でも結構取り組んでいただいていることが増えているというのは見てとれる

かと思えます。今回、まさに事業主拠出金の中で50万円という仕組みもできましたし、いろいろ調べてみて分かったのは、人材確保という意味でこれはメリットになるというのが企業の方にも分かっていたら、より取り組んでいただけるのかなということもありますので、こういうことを含めてこれからしっかり周知をしていきたいと考えてございます。

高祖代理人から、くるみを取っているけれどもなかなか育休などを取りにくい企業があるという御指摘をいただきました。今回御説明しませんでしたけれども、育児休業の取得促進策の中で、企業の取組といたしまして、取りやすい環境整備や育児休業の取得の働きかけをしていただくということを義務化しております。その点も含めて、企業の中の育休などが取りやすい環境の整備が進むように、引き続き努力していきたいと思っております。

以上でございます。

大杉幼児教育課長 文部科学省幼児教育課長の杉でございます。

2点、水谷委員より預かり保育、一時預かり事業の幼稚園型について周知が不十分ではないかという御指摘をいただいております。既に通知は出させていただいているところでございますけれども、しっかりと活用につながるように、関係機関とも連携しながら、実際の説明会の機会なども捉えて、あらゆる機会を捉えて周知を図っていききたいと思います。

箕輪委員からICTの環境整備について言及いただきました。こちらも予算事業の周知をしっかりと図るとともに、園務改善につながった具体例など、好事例なども集めながら共有を図っていききたいと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、お時間でございます。若干過ぎてしまいましたけれども、第56回「子ども・子育て会議」をこれにて終了いたします。ありがとうございました。

時節柄御自愛ください。どうもありがとうございました。